

担当	福祉課 福祉総務係	場所	市庁舎 1 階 9 番窓口	電話 (FAX)	43-1167 43-1170
<u>女性福祉相談窓口</u> 女性相談支援員が、DV（配偶者等からの暴力）相談や女性保護に関する相談をお受けしています。 男性からの相談は、福祉課男性職員がお受けしています。 <u>生活自立相談窓口</u> 経済的なこと、就労のこと、その他生活に困りごとや不安を抱えている方の相談をお受けしています。 <u>福祉総合相談窓口</u> 複合的又は複雑な問題を抱えている方（世帯）の相談をお聞きして、課題の整理を行い、様々な相談支援機関等と連携しながら支援を行います。					
担当	福祉課 保護係	場所	市庁舎 1 階 9 番窓口	電話 (FAX)	43-1168 43-1170
<u>生活保護</u> 病気やケガなど何らかの理由により生活に困窮している世帯に対し、現金や不動産等の資産活用や稼働能力の活用、その他あらゆる手段を講じてもなお国が定める最低限度の生活を維持できない場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自分自身の力で生活していけるように支援します。					

担当	福祉課 障がい福祉係	場所	市庁舎 1 階 8 番窓口	電話 (FAX)	43-0052 43-1170
----	------------	----	------------------	---------------	--------------------

身障者等手帳

身体障害者手帳（目、耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいのある人）、療育手帳（知的障がいのある人）、精神障害者保健福祉手帳（精神疾患のある人で、長期にわたり日常生活や社会生活への制限がある人）等の交付申請を受け付けています。

判定は、熊本県が行います。

障害者（児）医療費助成制度

下記医療費の一部を公費で負担し、自己負担分を軽減します。世帯の所得等に応じてひと月の自己負担上限額が決められています。

○更生医療：人工透析、ペースメーカー埋め込み術等。

○精神通院医療：精神疾患の通院治療費等。

○育成医療：18 歳未満の児童で、身体障がい除去軽減手術等。

○重度心身障害者医療費助成：重度の心身障がいのある人が医療を受けた場合は、その自己負担額の一部について医療費の助成をします。（障害者手帳の等級による対象者基準があります。）

障害福祉サービス

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、総合的なサービスを提供します。また、障害福祉サービスを利用するには、事前の申請などの手続きが必要となります。利用料はそのサービス費用の 1 割を支払うことになります。

なお、サービスの種類については、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所、施設入所支援、生活介護、自立訓練（生活、機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、グループホームなどがあります。

住宅改造助成事業

重度の障がいのある人が、安全で快適な居住環境を確保するため、玄関や浴室、台所、便所等を改造する場合にその一部を助成します。

必ず着工前にご相談ください。

担当	福祉課 障がい福祉係	場所	市庁舎 1 階 8 番窓口	電話 (FAX)	43-0052 43-1170
----	------------	----	------------------	---------------	--------------------

各種割引制度

身体障害者等手帳を保持している人は、NHK 放送受信料免除、有料道路通行料金割引、税金等の各種免除、JR、バス、航空旅客割引、タクシー運賃割引制度などがあります。

手帳の種類によって制度の違いや基準があります。

障害者外出支援タクシー利用助成事業

家族による移送が困難な障がいのある人の外出の支援をするため、タクシー利用に要する費用の一部を助成します。

障がいの部位や所得など基準があります。

担当	長寿支援課	場所	市庁舎 1 階	電話 (FAX)	43-1180 43-1170
----	-------	----	---------	---------------	--------------------

介護保険料について

介護保険は、40歳以上の人が被保険者になって保険料を納め、介護が必要になったときに適切なサービスが受けられる制度です。

保険料は、介護保険のサービスや運営を支える大切な財源になっており、みなさんが介護保険を安心して利用していくために必要なものです。

○ 保険料を納め始める時期

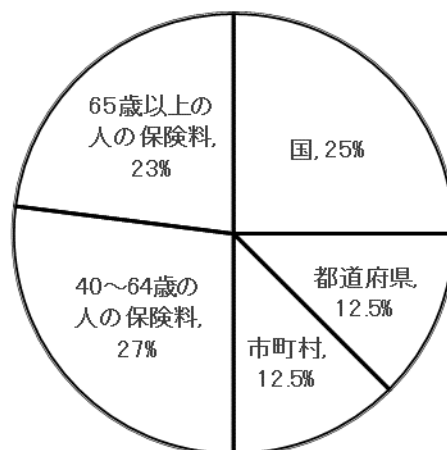
- ・ 第1号被保険者（65歳以上の方）

65歳になった月から第1号被保険者として市町村に保険料を納めます。

- ・ 第2号被保険者（40歳から64歳までの方）

65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料から介護保険分として納めます。

財源内訳



○ 介護保険料

保険料は「基準額」をもとに、所得の低い人などの負担が大きくなりえないように、所得状況等に応じて段階的に決められます。「基準額」とは、保険料を決める基準になる額のこと、市町村の介護保険サービスにかかる費用などから算出されます。

令和6年度から令和8年度の基準額	山鹿市で介護保険の給付にかかる費用	×	65歳以上の人の負担分 (23%)
年額：76,560円	=	山鹿市の65歳以上の人数	

介護保険料は、本人と世帯の課税状況や所得に応じて13段階に分かれており、個人ごとに決まります。

担当	長寿支援課	場所	市庁舎 1 階	電話 (FAX)	43-1180 43-1170
----	-------	----	---------	---------------	--------------------

○ 保険料の納め方

1 普通徴収（納付書又は口座振替での納付）

- ・ 6 5 歳になられて半年から 1 年間、また、年金が年額 1 8 万円未満の人は普通徴収の対象となります。
- ・ 口座振替ご希望の場合、市内の金融機関であれば「通帳・通帳届出印」を持参されると手続きができます。また、市役所本庁窓口でもお手続き可能です。「本人確認ができる書類及びキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）」を持ってご来庁ください。

2 特別徴収（年金からの差し引き）

- ・ 年金が年額 1 8 万円以上の方は特別徴収の対象となります。
年金が年額 1 8 万円以上の方でも他市町村からの転入、保険料の所得段階が変更になったときなどは一時的に普通徴収に切り替わります。

3 納期

- ・ 普通徴収、特別徴収ともに年間（4 月～3 月）6 期

4 月 (1 期)	6 月 (2 期)	8 月 (3 期)	10 月 (4 期)	12 月 (5 期)	2 月 (6 期)
----------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	----------------

養護老人ホームへの入所

6 5 歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、自宅での生活が困難な方は、本人の希望により入所が可能です。ただし、有料老人ホームや介護施設の入所とは違い、家族や住居の状況、経済状況等入所条件があり、詳細な調査及び入所判定委員会による審査を受けることが必要となりますので事前にご相談ください。

高齢者在宅福祉事業

在宅で生活されているおおむね 6 5 歳以上の一人暮らしの高齢者等や高齢者のみの世帯等を対象にした福祉サービス（介護保険以外）があります。

食の自立支援事業

緊急通報システム事業

外出支援タクシー券助成事業

住宅改造助成事業

買い物・見守り等支援事業

担 当	長寿支援課	場 所	山鹿健康福祉センター 市庁舎 1 階	電 話	43-1077 43-1180
-----	-------	-----	-----------------------	-----	--------------------

介護（予防）サービスを利用するまでの手続き

地域包括支援センター（長寿支援課）及び各市民センターにおいて、介護に関する相談を受け付けます。

対象者の状態に応じて介護保険サービス又は地域支援事業・高齢福祉事業等のサービス利用の調整を行います。

介護保険の認定については、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになります。

1 介護申請から認定まで

相談対応後、要介護(要支援)認定申請を受け付けます。

申請に必要なもの・・・介護保険被保険者証、医療保険者証
状況に応じて、介護予防・日常生活支援総合事業をご案内することがあります。

- 1 認定調査を行います。

・訪問調査票入力

- 2 主治医意見書依頼を行います。

・主治医意見書入手

審査・判定を行います。

・一次判定（コンピュータ判定）

・二次判定（介護認定審査会）

認定結果を通知します。

・要介護 1 ～ 5 → 介護サービスが利用できます。

・要支援 1 ～ 2 → 介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業が利用できます。

・非該当 → 一定の条件に該当する場合は、介護予防・日常生活支援総合事業が利用できます。

2 介護サービスを利用するには

●在宅でサービスを利用したい方

居宅サービス計画の作成を依頼（居宅介護支援事業者及び包括支援センターへ）

居宅サービス計画の作成

サービス事業者と契約

在宅サービスを利用

●施設に入所したい方

介護保険施設と契約

施設サービス計画の作成

施設サービスを利用

担 当	長寿支援課	場 所	山鹿健康福祉センター内 (地域包括支援センター)	電 話 (FAX)	43-1077 43-1164
-----	-------	-----	-------------------------------	----------------	--------------------

地域包括支援センターの業務について

地域で暮らす高齢者の方々が住みなれた地域で安心して生活が続けられるように専門職（社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等）が協力しながら対応します。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

- ・要支援認定を受けた人や介護が必要となるおそれが高い人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）への介護予防・日常生活支援総合事業の紹介をしています。

介護予防・生活支援サービス事業対象者...「基本チェックリスト」の結果により、何らかの介護予防が必要と判断された方。

- ・自宅でできる体操や健康づくり等を紹介して、介護予防を進めています。また、必要に応じて地域で行われている介護予防活動を支援しています。

【介護サービスやケアマネジャーに関する相談】

- ・介護サービスや家庭での介護に関する相談等への対応
- ・介護保険で「要支援1」、「要支援2」と認定された方に対して（地域包括支援センターが中心となって）介護予防ケアプランを作成するなど住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

【権利擁護（ようご）相談】

- ・お金の管理や契約に関する不安のある方への成年後見制度の紹介
- ・高齢者虐待の相談や対応、消費者被害等の対応

【認知症地域支援推進員活動】

- ・もの忘れ相談・専門医の受診の勧奨
- ・認知症初期集中支援チーム

自宅を専門のスタッフが訪問して、本人・ご家族の支援をします。

認知症に関する相談

月～金 9：00～16：00 山鹿健康福祉センター

【総合相談】

高齢者の人やその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護のこと以外（健康、福祉、医療等）でも、内容に応じて適切な解決方法を探すお手伝いをしますので、お気軽にご相談ください。

担 当	長寿支援課	場 所	山鹿健康福祉センター内 (地域包括支援センター)	電 話 (FAX)	43-1077 43-1164
-----	-------	-----	-------------------------------	----------------	--------------------

地域包括支援センター出前講座

高齢者の皆さんが、元気でいきいきとした生活を送れるように介護予防のための運動・栄養・口腔ケアについて、また「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指して出前講座を行っています。

《出前講座》

対象者：山鹿市の市民や各団体、事業所等

会 場：地区公民館等

日 時：ご要望に応じて実施します（１時間半程度）

内 容： 講話

座談会、体操等

【費用：無料】

《子どもサポーター養成講座》

対象者：山鹿市内の小中学生

会 場：各学校

日 時：ご要望に応じて実施します（２時間程度）

内 容： 認知症についての知識と接し方

グループワーク

【費用：無料】



担当	健康増進課	場所	山鹿健康福祉センター内	電話 (FAX)	43-0050 43-1164
保健師・栄養士等が担当地区を持ち、市民の方のご相談等に応じますので、お気軽にご相談ください。					
<u>母子保健に関すること</u>					
母子健康手帳の交付は、毎週金曜日の午前中に行っています（予約制）。 妊産婦や子どもの健康面の相談、健康診査等の問い合わせは随時対応します。					
<u>各種予防接種に関すること</u>					
子どもの予防接種に関する問い合わせは随時対応いたします。 高齢者肺炎球菌予防接種は、65歳の方で、対象者の方には案内状をお届けしています。65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの期間で行っています。 带状疱疹予防接種は、当該年度中に65歳を迎える方、70歳～100歳を迎える5歳刻みの年齢の方（令和7年度に限り、101歳以上の方は全員）が対象で、対象者の方には案内状をお届けしています。4月から翌3月までの期間で行っています。					
<u>各種がん検診について</u>					
医療機関検診 子宮頸がん検診：6月から翌2月に行います。 乳がん検診：6月から翌2月に行います。 集団検診：6月から8月上旬にかけて、各地区を巡回して行います。 検診内容：胃・大腸・肺・前立腺・子宮頸がん・乳がん検診、 骨粗しょう症検診、超音波検診、肝炎ウイルス検査 無料クーポン・無料受診券：決まった年齢の方を対象に、子宮頸がん・乳がん・胃がん・肺がん・大腸がん検診、肝炎ウイルス検査が無料で受診できる無料クーポン・無料受診券をお送りします。					
<u>特定健診（国民健康保険被保険者の方）・後期高齢者健診（後期高齢者医療被保険者の方）について</u>					
19歳から74歳の国民健康保険被保険者の方及び75歳以上の後期高齢者医療被保険者の方には希望の有無にかかわらず受診券を郵送しています。集団健診または医療機関のいずれかで受診できます。また、治療中の方も特定健診を受診することができます。健康管理のために受診していただくよう周知をお願いいたします。 医療機関：6月から翌3月に行います。 集団検診：各種がん検診と同日に受診できます。 健診結果について、必要な方には保健師等が保健指導を行います。					

各地区に出向いての健康教育・健康相談について

地区担当の保健師や栄養士が、地区の集まり等で健康教育等の実施についてご相談させていただく場合もあります。

心の悩み相談について

こころの悩み相談として、SNS による相談窓口を設置しています。対面での相談や電話での相談は苦手という方は、ぜひご利用ください。匿名で相談できます。

こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏

SNS(LINE)を活用した相談窓口です。

LINE で友達に追加して、ご相談ください。

二次元コードやＩＤに関しては、対象の地域や住民に限られることから、ホームページ上での公開はしません。健康増進課、福祉課等で配布しているチラシ・カード等にて二次元コードを取得してください。

(通信料に関しては、利用者負担となりますのでご了承ください。)

担当	国保年金課	場所	市庁舎 1 階	電話 (FAX)	国民健康保険：43-1527 後期医療年金：43-1576 43-1170
----	-------	----	---------	---------------	---

国民健康保険

1 こんなときは 14 日以内に届出が必要です

国保に加入するとき

山鹿市へ転入するとき

職場の社会保険を資格喪失したとき

【必要なもの】資格喪失日が判る証明、運転免許証やマイナンバーカード等
社会保険の被扶養者から外れたとき

【必要なもの】資格喪失日が判る証明、運転免許証やマイナンバーカード等
子どもが生まれたとき（社会保険の扶養を除く）

国保をやめるとき

山鹿市を転出するとき

職場の社会保険に加入したとき

【必要なもの】資格取得日が判る証明、運転免許証やマイナンバーカード等
社会保険の被扶養者になったとき

【必要なもの】資格取得日が判る証明、運転免許証やマイナンバーカード等
国保の人が死亡したとき

その他（山鹿市を転出しても引き続き山鹿市の国保になる場合があります。詳しくは国保係へお尋ねください）

修学（学生）で転出するとき

学校教育法に規定された学校等

施設入所で転出するとき

施設の種類により適用されます

2 医療費が高額になる（なった）ときは（自己負担限度額は次頁参照）

入院や手術などで医療費が高額になった（既にお支払いされた）とき

自己負担限度額を超えて医療費を支払った場合は、申請すれば『高額療養費』を受けられます。領収書は大切に保管してください。

直ぐに申請しなくても該当した場合は 4 ヶ月程度後に申請のご案内をします。

【必要なもの】領収書（原本）、振込口座の通帳（原則世帯主名義）

運転免許証やマイナンバーカード等

あらかじめ高額療養費支給用の口座を登録いただくと、限度額を超える月があった場合には、自動的に支給を受けられるようになります。領収書の添付も不要になります。ただし、支給の対象となるのは申請月の 2 か月前の診療分からです。

【必要なもの】運転免許証やマイナンバーカード等、世帯主の印鑑

世帯主のマイナンバーがわかるもの、

振込口座の通帳（原則世帯主名義）

担当	国保年金課	場所	市庁舎 1 階	電話 (FAX)	国民健康保険 : 43-1527 後期医療年金 : 43-1576 43-1170
----	-------	----	---------	---------------	---

入院や手術などで医療費が高額になることが予想されるとき

マイナ保険証または国保係へ申請して交付される『限度額認定証 1』を医療機関に提示すると、その月の医療費の自己負担が限度額で請求されます。申請日の月初めまでしか遡れませんので、お早めに申請してください。

1...70 歳以上 75 歳未満の所得区分が、「現役並み所得者」と「一般」の人の限度額認定証（申請）は不要です。

注）国保税に滞納がある場合は、『認定証』を交付できない場合があります。

【必要なもの】運転免許証やマイナンバーカード等

非課税世帯の人は食事代が安くなる『標準負担額減額認定証』も併せて交付されます。

自己負担限度額表

〔 70 歳未満の人 〕

所得区分	区分	自己負担限度額（月額）
901 万円超	ア	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 %
600 万円超 901 万円以下	イ	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 %
210 万円超 600 万円以下	ウ	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %
所得 210 万円以下	エ	57,600 円
住民税非課税	オ	35,400 円

医療費は保険診療に係る分です。食事代・ベッド差額・おむつ代等は含みません。

過去 12 ヶ月間に限度額を超えた月が 3 回あった場合は、上記限度額が 4 回目からさらに低くなります。

〔 70 歳以上 75 歳未満の人 〕

所得区分		負担割合	外来（個人負担）	外来＋入院 （世帯単位）
現役 並み 所得 者	（課税所得 690 万円以上）	3 割	252,600 円＋（医療費－842,000 円）× 1%	
	（課税所得 380 万円以上）		167,400 円＋（医療費－558,000 円）× 1%	
	（課税所得 145 万円以上）		80,100 円＋（医療費－267,000 円）× 1%	
一般		2 割	18,000 円	57,600 円
低所得者			8,000 円	24,600 円
低所得者			8,000 円	15,000 円

医療費は保険診療に係る分です。食事代・ベッド差額・おむつ代等は含みません。

「現役並み所得者」と「一般」区分の方は、過去 12 ヶ月間に限度額を超えた月が 3 回あった場合は、上記限度額が 4 回目からさらに低くなります。

担当	国保年金課	場所	市庁舎 1 階	電話 (FAX)	国民健康保険：43-1527 後期医療年金：43-1576 43-1170
----	-------	----	---------	-------------	---

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療の説明会

新たに後期高齢者医療に加入する人（75 歳になる人）を対象に説明会を開催し、後期高齢者医療制度の説明や資格確認書の交付を行っています。

後期高齢者医療障がい認定

65 歳以上 75 歳未満の一定の障がいのある人は申請することにより後期高齢者医療に加入することができます。

一定の障がいとは、身体障がい者手帳 1～3 級及び 4 級の一部の障がい、療育手帳 A 判定、精神障がい者手帳 1～2 級、国民年金法などの障害年金 1～2 級受給者などです。

各種申請

高額療養費、療養費、葬祭費、高額介護合算療養費等の申請を受け付けます。詳しくは窓口でお尋ねください。

保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額（年額）} \\ \hline \text{上限額は 80 万円} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額（一人当たり）} \\ \hline \text{58,000 円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{（総所得 - 43 万円）} \times 10.98\% \\ \hline \end{array}$$

保険料の軽減

1. 所得が低い人

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等に応じて保険料の均等割額の 7 割・5 割・2 割が軽減されます。

2. 被用者保険加入者に扶養されていた人

特別措置として、75 歳に到達後、2 年を経過する月まで均等割額の 5 割が軽減されます。所得割額はかかりません。後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険加入者に扶養されていた人が対象となります。

担当	国保年金課	場所	市庁舎 1 階	電話 (FAX)	国民健康保険：43-1527 後期医療年金：43-1576 43-1170
後期高齢者医療保険料の納め方 後期高齢者医療保険料は、特別徴収（年金からの差し引き）か普通徴収（納付書・口座振替）で納めます。7 月に新年度の保険料額をお知らせする「後期高齢者医療保険料決定通知書」が郵送されますので、納め方の確認をお願いいたします。 高齢者健診 後期高齢者医療の被保険者を対象に受診券を郵送します。集団健診（がん健診と同時受診）か各医療機関で受ける個別健診のどちらかを選んで受診することができます。 歯科口腔健診 後期高齢者医療の被保険者を対象に受診券を郵送します。各医療機関で受ける個別健診のみの受診となります。 入院や手術などで医療費が高額になることが予想されるとき 1 か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になった場合には、申請して認められると、下記の自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。 【必要なもの】後期高齢者保険証（資格確認書、マイナ保険証）及び顔写真付きの身分証明書等 代理人の場合は、後期高齢者保険証（資格確認書、マイナ保険証）及び来庁者の顔写真付き身分証明書等 「低所得者 ・ 」の方で、入院及び外来での窓口負担額を自己負担限度額までとするには、有効期限内の限度額適用・標準負担額減額認定証もしくはマイナ保険証、限度区分に「区 Ⅰ」「区 Ⅱ」と記載された資格確認書が必要となります。 「現役並み所得者Ⅰ(課税所得 145 万円以上)」「現役並み所得者Ⅱ(課税所得 380 万円以上)」の方で、入院及び外来での窓口負担額を自己負担限度額までとするには、有効期限内の限度額適用認定証もしくはマイナ保険証、限度区分に「現役 Ⅰ」「現役 Ⅱ」と記載された資格確認書が必要となります。					

担当	国保年金課	場所	市庁舎 1 階	電話 (FAX)	国民健康保険：43-1527 後期医療年金：43-1576 43-1170
----	-------	----	---------	---------------	---

「自己負担限度額」(月額)

所得区分	外来+入院の上限額 (世帯ごと)	
	外来の上限額 (個人ごと)	
現役並み所得者 Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 【多数回該当：140,100円】 1	
現役並み所得者 Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 【多数回該当：93,000円】 1	
現役並み所得者 Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【多数回該当：44,400円】 1	
一般Ⅱ	18,000円 2 または{6,000円+(総医療費-30,000円)×10%}の低い方を適用	57,600円 【多数回該当：44,400円】 1
一般Ⅰ	18,000円 2	
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者		15,000円

1 【】内は、過去 12 か月以内に高額療養費の該当が 3 回以上あった場合 4 回目以降の額となります。

2 1 年間(8 月～翌 7 月)の外来自己負担額合計が 144,000 円を超えた場合も高額療養費が支給されます(現役並み所得を除く)。

3 75 歳になって後期高齢者医療制度に移行する月は、自己負担限度額は、国保などそれまで加入していた医療保険と後期高齢者医療保険それぞれの本来額の 2 分の 1 となります。

担当	国保年金課	場所	市庁舎 1 階	電話 (FAX)	国民健康保険 : 43-1527 後期医療年金 : 43-1576 43-1170
----	-------	----	---------	---------------	---

国民年金制度

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の人は、国民年金に加入します。

	手続き	年金保険料
第 1 号被保険者 : 学生、自営業、無職などの 20 歳以上 60 歳未満の人	市の国保年金課窓口で加入の手続きをします。	国民年金保険料は自分で納めます。 定額保険料 (R7 年度月額) 17,510 円
第 2 号被保険者 : サラリーマンや公務員など厚生年金や共済組合に加入している人	勤務先が手続きをします。	給料から天引きされています。
第 3 号被保険者 : 第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者	配偶者の勤務先を通じて手続きをします。	配偶者が加入する厚生年金・共済組合が負担します。
任意加入被保険者 : 60 歳以上 65 歳未満の人、または 20 歳以上 65 歳未満の日本人で海外に住んでいる人	加入を希望する人は、年金事務所で加入の手続きをします。	国民年金保険料は自分で納めます。 定額保険料 (R7 年度月額) 17,510 円

年金保険料の支払は、加入者の義務です。

保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や障害、死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

担当	国保年金課	場所	市庁舎 1 階	電話 (FAX)	国民健康保険：43-1527 後期医療年金：43-1576 43-1170
----	-------	----	---------	---------------	---

保険料の支払いに困ったら・・・「免除申請」を！

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が下の計算式の金額以下であれば、免除を受けることができます。

免除・納付猶予の対象となる所得の目安 審査対象者(本人・配偶者・世帯主)の前年度の所得が以下の計算した金額の範囲内	
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数 + 1) × 35 万円 + 32 万円
3/4 免除	88 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除・学生特例	128 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
1/4 免除	168 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

免除が承認された場合の保険料額

令和 7 年度

	全額・猶予・学生	3 / 4 免除	半額免除	1 / 4 免除
保険料額(月額)	0 円	4,380 円	8,760 円	13,130 円

免除制度には次のような制度もありますので、詳しくはお尋ねください。

- 50 歳未満の方には「納付猶予制度」
- 学生の方には「学生納付特例制度」
- 出産を行った方には「産前産後期間の免除制度」

年金出張相談

熊本西年金事務所から、出張による年金相談を実施しています。

厚生年金や国民年金の受給に関する相談や手続きにご利用ください。

相談日時：毎週水曜日（第 1 水曜日を除く）

午前 10 時～午後 3 時（正午～午後 1 時を除く）

相談会場：市庁舎内会議室

予約制となっており、前月の 1 日午前 8 時 30 分（1 日が土日祝の場合は次の開庁日）から予約を受け付けています。国保年金課（43-1576）へご連絡ください。

担当	国保年金課	場所	市庁舎 1 階	電話 (FAX)	国民健康保険：43-1527 後期医療年金：43-1576 43-1170
3つの安心・・・「公的年金の給付の種類」 年金はお年寄りのためのものと思いがちですが、実は若い人にも大切です。「老齢年金」のほか、若くても万が一のときは「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができます。 ●老齢年金 65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を受け取ることができます。また、厚生年金に加入していた人は「老齢厚生年金」が上乘せされます。国民年金、厚生年金ともに保険料を納めた期間が長いほど、老後に受け取る年金額も多くなります。 ●障害年金 病気やけがで障がいが残ったとき、障がいの程度に応じて「障害年金」を受け取ることができます。請求する病気やけがの初診日が厚生年金に加入していた人は「障害厚生年金」が支給されます。 障害基礎年金では<u>子</u>がいる場合に加算額が加算されます。 ●遺族年金 一家の働き手がなくなったとき、<u>子のある配偶者</u>、または<u>子</u>は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。また、亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は配偶者に「遺族厚生年金」が支給される場合があります。 子とは・・・18歳到達年度の末日まで。 また障がい状態にある子の場合は20歳到達まで。					

担当	子ども課 児童家庭係	場所	市庁舎 1 階	電話 (FAX)	43-1514 43-1170
<u>子ども医療費助成制度</u> 子ども(1 8 歳到達後最初の 3 月 3 1 日まで) にかかった医療費 (医科、 歯科、薬剤等) の保険適用後の自己負担額 (高額医療・付加給付・入院時の 食事代を除く) を全額助成します。 <u>ひとり親家庭等医療費助成制度</u> 母子家庭の母、父子家庭の父 (児童が 2 0 歳を迎える誕生月まで) 及び 児童 (1 8 歳到達後最初の 3 月 3 1 日まで) を対象に、医療費 (医科、歯 科、薬剤等) の保険適用後の自己負担額 (高額医療・付加給付・入院時の 食事代を除く) の全額又は 2 / 3 を助成します。(所得制限あり) <u>児童手当</u> 1 8 歳到達後最初の 3 月 3 1 日までの間にある児童を養育している方 に、児童手当を支給します。 ・ 3 歳未満の児童 1 人当たり月額 15,000 円 ・ 3 歳以上 1 8 歳到達後最初の 3 月 3 1 日までの児童 1 人当たり月額 10,000 円 ・ 第 3 子以降は 1 人当たり月額 30,000 円 <u>児童扶養手当</u> ひとり親家庭等で、1 8 歳到達後最初の 3 月 3 1 日までの間にある児童を 養育している方に、児童扶養手当を支給します。 なお、支給の有無 (所得制限あり) 、支給額については、所得額や養育し ている児童数に応じて異なります。					

担当	子ども課	場所	市庁舎 1 階	電話 (FAX)	43 - 1514 43 - 1170
----	------	----	---------	---------------	------------------------

子ども総合相談窓口

0 歳 ~ 1 8 歳までの子どもや保護者等を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、福祉と教育分野が連携して相談・支援の窓口を開設しています。

- 1 窓 口 所 在 地 熊本県鹿本地域振興局 1 階
- 2 相 談 日 月曜日 ~ 金曜日 (祝日・年末年始を除く)
- 3 相 談 時 間 午前 9 時 ~ 午後 5 時
- 4 電 話 番 号 0 9 6 8 - 4 1 - 5 8 7 8 (直通)
- 5 主な相談内容
 - (1) 子どもの発達や育児に関する相談への対応
 - (2) D V、不登校などの子どもや子育てを取り巻く環境への対応

子ども自身が様々な悩みを気軽に相談できる体制づくりを目的とし、専門の相談員 (子ども相談員 3 名、保育相談員 1 名) が子どもに関わる福祉・教育・保健機関等と連携し相談に対応していきます。

こども家庭センター

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して、切れ目のない一体的な相談支援を行っています。

- 1 窓口所在地 山鹿健康福祉センター内
- 2 相 談 日 月曜日 ~ 金曜日 (祝日・年末年始を除く)
- 3 相 談 時 間 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分
- 2 電話番号 0 9 6 8 - 4 1 - 5 5 3 2
- 3 主な相談内容
 - (1) 妊娠・出産・乳幼児の子育てに関すること
 - (2) 虐待やヤングケアラーに関すること

産前産後の身体や心のこと、お子さんのこと (0 歳 ~ 1 8 歳未満)、育児のこと、家庭の心配事など、子育て支援機関と連携し子育てを応援します。